

『医療法人用役員賠償責任保険』 約款集

普通保険約款は、すべてのご契約に適用されます。

特約条項は、保険証券に名称が表示されている場合に適用されます。

保険証券の「特約条項欄」に下記目次に掲げる特約条項以外の特約条項名が表示されており、保険証券にその特約条項が添付されている場合は、その特約条項についても適用されます。

<目次>

会社役員賠償責任保険普通保険約款	1
会社役員賠償責任保険追加特約条項.....	8
サイバーリスク担保特約条項.....	9
権限を逸脱した行為等に起因する損害賠償請求不担保特約条項.....	9
知的財産権訴訟に起因する損害賠償請求不担保特約条項.....	10
使途不明金支払に起因する損害賠償請求不担保特約条項.....	10
公告費用担保特約条項.....	10
米国・カナダにおける業務活動に関する特約条項.....	11
訴訟対応費用担保特約条項.....	11
日付データ処理等に関する不担保特約条項.....	12
会社補償担保特約条項.....	12
専門職業危険不担保特約条項（公益法人用）.....	13
雇用慣行賠償責任担保特約条項（公益法人用）.....	14
医療法人特約条項.....	15
会社補助参加担保特約条項（公益法人用）.....	16
会計監査人担保特約条項（公益法人用）.....	16
評議員不担保特約条項（公益法人用）.....	16
法人訴訟担保特約条項.....	16
共同保険に関する特約条項.....	17
保険料分割払特約条項（大口用）.....	18
保険料分割払特約条項（一般用）.....	19
初回保険料の口座振替に関する特約条項.....	21

会社役員賠償責任保険普通保険約款

第1章 当会社のでん補責任

第1条（当会社のでん補責任）

当会社は、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）を、この普通保険約款に従って、てん補します。

第2条（損害の範囲）

当会社が前条の規定によりてん補する損害は、次の①および②に掲げるものを被保険者が負担することによって生じる損害にかぎります。

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用

第3条（用語の定義）

この普通保険約款において、次の①から⑮までに掲げる用語は、それぞれ以下の定義に従います。

- ① 会社
次に掲げるものをいいます。
ア. 記名法人
保険証券の記名法人欄に記載された法人をいいます。
イ. 記名子会社
記名法人の子会社の中で、保険証券の記名子会社欄に記載された法人をいいます。
- ② 役員
会社法（平成17年法律第86号）上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者として法令または定款の規定に基づいておかれた保険証券の被保険者欄に記載された地位にある者をいいます。ただし、会計参与および会計監査人を除きます。
- ③ 被保険者
この保険契約により補償を受ける者で、会社のすべての役員をいい、既に退任している役員およびこの保険契約の保険期間中に新たに選任された役員を含みます。ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に退任した役員を除きます。
また、役員が死亡した場合は、その者とその相続人または相続財産法人を、役員が破産した場合は、その者とその破産管財人を同一の被保険者とみなします。
- ④ 一連の損害賠償請求
損害賠償請求がなされた時または場所、損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。
- ⑤ 法律上の損害賠償金
法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。

- ⑥ 争訟費用
被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等をいいます。）によって生じた費用（被保険者または会社の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。）で、妥当かつ必要と認められるものをいいます。
- ⑦ 子会社
会社法（平成17年法律第86号）に定める子会社または子会社に該当していた法人をいいます。
- ⑧ 継続契約
会社役員賠償責任保険契約の保険期間の終了日（その会社役員賠償責任保険契約が終了日前に解除されていた場合はその解除日をいいます。）を保険期間の開始日とし、記名法人を同一とする会社役員賠償責任保険契約をいいます。
- ⑨ 初年度契約
継続契約以外の会社役員賠償責任保険契約をいいます。
- ⑩ 会社役員賠償責任保険契約
会社役員賠償責任保険普通保険約款に基づく当会社との保険契約をいいます。
- ⑪ 行為
会社の役員としての業務につき行った行為をいい、不作為を含みます。
- ⑫ 他の保険契約等
この保険契約の全部または一部に対しててん補責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- ⑬ 保険契約申込書等
保険契約申込書およびその付属書類をいいます。
- ⑭ 反社会的勢力
暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- ⑮ 無効
保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

第4条（保険期間）

- (1) 保険期間は、その初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時（注）に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、当会社所定の保険料領収前になされた損害賠償請求に起因する損害をてん補しません。

（注） 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻をいいます。

第2章 当会社のでん補しない損害

第5条（てん補しない損害—その1）

当会社は、被保険者に対してなされた次の①から⑦までに掲げる損害賠償請求に起因する損害についてはてん補しません。

なお、①から⑦までの中で記載されている事由または行為が、実際に生じた、または行われたと認められる場合に本条の規定が適用されるものとし、そ

の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

- ① 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ② 被保険者の犯罪行為（注1）に起因する損害賠償請求
- ③ 法令に違反することを被保険者が認識しながら（注2）行った行為に起因する損害賠償請求
- ④ 被保険者に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ⑤ 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求
- ⑥ 次の者に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求
ア. 政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等（注3）
イ. 利益を供与することが違法とされるその他の者
- ⑦ この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（注4）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求

（注1）犯罪行為

刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。

（注2）認識しながら

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

（注3）政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等

それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます。

（注4）被保険者が知っていた場合

知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第6条（てん補しない損害—その2）

当社は、被保険者に対してなされた次の①から⑧までに掲げる損害賠償請求に起因する損害についてはてん補しません。

なお、①から⑥までの中で記載されている事由または行為については、実際に生じた、または行われたと認められる場合にかぎらず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。また、本条の規定は、被保険者ごとに個別に適用されず、それらの事由または行為があったと申し立てられた役員にかぎらず、すべての被保険者に対して適用されます。

- ① 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ② 初年度契約の保険期間の開始日より前に会社に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実で起因する損害賠償請求
- ③ この保険契約の保険期間の開始日より前に被保

険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求

- ④ 直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する損害賠償請求
ア. 汚染物質（注1）の排出、流出、いつ出、漏出もしくはそれらが発生するおそれがある状態または汚染物質（注1）の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示または要請
イ. 核物質（注2）の危険性（注3）またはあらゆる形態の放射能汚染
ウ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑤ 次に掲げるものに対する損害賠償請求
ア. 身体の障害（注5）または精神的苦痛
イ. 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難（注6）
ウ. 口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害
- ⑥ 記名子会社の役員に対する損害賠償請求のうち、次のいずれかの間に行われた行為に起因する損害賠償請求
ア. 記名子会社が会社法（平成17年法律第86号）に定める子会社に該当していなかった間に行われた行為
イ. 会社法（平成17年法律第86号）施行前に行われた行為の場合は、記名法人が直接であると他の子会社を通して間接であるとを問わず、その記名子会社の発行済株式（注7）総数の50パーセントを超える株式を所有していなかった間に行われた行為
- ⑦ 他の被保険者または記名法人もしくはその子会社からなされた損害賠償請求、および株主代表訴訟であるか否かを問わず、被保険者または記名法人もしくはその子会社に関与して、記名法人またはその子会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求
- ⑧ 大株主（注8）からなされた損害賠償請求または株主代表訴訟であるか否かを問わず、大株主（注8）が関与して、会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求

（注1）汚染物質

固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質、廃棄物等を含みます。なお、廃棄物には再生利用される物質を含みます。

（注2）核物質

核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます。

（注3）核物質の危険性

放射性、毒性または爆発性を含みます。

（注4）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態

をいいます。

(注5) 身体の障害

疾病または死亡を含みます。

(注6) 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難

それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。

(注7) 発行済株式

議決権のない株式を除きます。

(注8) 大株主

会社の発行済株式(注7)総数につき、保険証券記載の割合(会社が複数である場合は、個々にその割合を算出するものとします。)以上を直接であると間接であるとを問わず所有する者を行い、株主権行使の指示を与える権限を有する者を含みます。

第7条 (てん補しない損害—その3)

- (1) 当社は、保険期間中に次の①または②に定める取引が行われた場合は、取引の発効日の後に行われた行為に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害をてん補しません。この場合において、当社は、保険料を返還しません。
- ① 記名法人が第三者と合併することまたは記名法人の資産のすべてを第三者に譲渡すること。
- ② 第三者が、記名法人を子会社とすること。
- (2) 保険契約者または被保険者が、(1)に規定する取引が行われた事実を遅滞なく当社に対して書面により通知し、当社が(1)の規定を適用しないことを書面により承認した場合は、(1)の規定は適用されません。

第3章 当社のてん補責任限度額

第8条 (てん補責任限度額)

- (1) 一連の損害賠償請求について当社がてん補すべき損害の額は、被保険者ごとに次の算式によって得られた額とします。

$$\left(\frac{\text{損害の額の合計額}}{\text{保険証券記載の免責金額}} \right) \times \text{保険証券記載の縮小てん補割合}$$

- (2) (1)の免責金額は、次の算式によって得られた額または保険証券記載の被保険者1名あたりの免責金額のいずれか低い方の額とします。

$$\frac{\text{保険証券記載の1損害賠償請求あたりの免責金額}}{\text{損害を被った被保険者の人数}}$$

- (3) 当社がこの保険契約でてん補する金額は、すべての被保険者に対しててん補する金額の合計で保険証券記載の総てん補限度額を限度とします。また、第19条(損害賠償請求等の通知)(2)の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、保険証券記載の総てん補限度額が適用されるものとします。
- (4) 当社は、争訟費用を保険証券記載の総てん補限度額に加算して支払いません。

第9条 (他の保険契約等との関係)

当社は、前条(1)および(2)の規定にかかわらず、

他の保険契約等がある場合においては、損害の額が他の保険契約等によりてん補されるべき金額とその免責金額の合計額、またはこの保険契約の保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合にかぎり、その超過額につき保険証券記載の縮小てん補割合を乗じて得た額をてん補します。ただし、他の保険契約等が、この保険契約のてん補責任限度額の超過額に対して適用されると明記している場合は、本条の規定は適用されません。

第4章 保険契約者または被保険者の義務

第10条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項(注1)について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項(注1)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ただし、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた行為が特定の被保険者によってなされた場合は、保険契約者および他の被保険者に責めに帰すこととはせず、その被保険者に係る部分のみ解除することができるものとします。
- (3) (2)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は適用しません。
- ① (2)の事実がなくなった場合
- ② 当社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- ③ 保険契約者または被保険者が、損害賠償請求がなされる前に、保険契約申込書等の記載事項(注1)につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
- ④ 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合
- ⑤ (2)の事実が、当社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険(注2)に関する重要な事項に関係のないものであった場合。ただし、他の保険契約等に関する事項については(2)の規定を適用します。
- (4) 損害賠償請求がなされた後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第13条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、損害をてん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当社は、その返還を請求することが

きます。

(5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害については適用しません。

(注1) 保険契約申込書等の記載事項

他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注2) 危険

損害の発生の可能性をいいます。

第11条 (通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(注1)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社に申し出る必要はありません。
- (2) (1)の事実がある場合(注2)は、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (1)に規定する手続がなされなかった場合は、当会社は、事実の発生が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によるときは(1)の事実が発生した時、責めに帰すことのできない事由によるときは保険契約者または被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間になされた損害賠償請求による損害については、てん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、次の①または②の場合には適用しません。
 - ① (1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合
 - ② (1)の事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害である場合

(注1) 保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実

他の保険契約等に関する事実を含みます。

(注2) (1)の事実がある場合

(5)①の規定に該当する場合を除きます。

第5章 保険契約の解除または無効・取消しおよび保険料の返還または請求

第12条 (保険契約の解除)

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした

こと。

- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (3) 当会社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
- (4) (2)または(3)の規定による解除が、損害賠償請求がなされた後に行われた場合であっても、当会社は、次条の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までになされた損害賠償請求による損害をてん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(4)の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① (2)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (2)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注) この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第13条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条 (保険契約の無効・取消し)

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。
- (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第15条（保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合）

- (1) 当社が第10条（告知義務）(3)③の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還し、または追加保険料を請求します。
- (2) 当社が第7条（てん補しない損害一その3）(2)の承認または第11条（通知義務）(1)の変更の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、次の規定に従い計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- ① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合

$$\begin{array}{r} \text{変更前} \\ \text{(の保険} \\ \text{料} \end{array} - \begin{array}{r} \text{変更後} \\ \text{の保険} \\ \text{料} \end{array}) \times (1 - \begin{array}{r} \text{既経過期間} \\ \text{(注1)に} \\ \text{対} \\ \text{応する別表} \\ \text{に掲げる短} \\ \text{期料率} \end{array}) = \begin{array}{r} \text{返還} \\ \text{保険料} \end{array}$$

- ② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合

$$\begin{array}{r} \text{変更後} \\ \text{(の保険} \\ \text{料} \end{array} - \begin{array}{r} \text{変更前の} \\ \text{保険料} \end{array}) \times \begin{array}{r} \text{未経過期} \\ \text{(注2)に} \\ \text{対} \\ \text{応する別表} \\ \text{に掲げる} \\ \text{短期料率} \end{array} = \begin{array}{r} \text{追加} \\ \text{保険料} \end{array}$$

- (3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注3）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) 当社が(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、損害をてん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、第11条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前になされた損害賠償請求による損害については、この規定を適用しません。
- (5) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、(2)①または②の規定に従い計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (6) 当社が(5)の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠った場合（注3）は、当社は、追加保険料領収前になされた損害賠償請求による損害については、保険契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、てん補します。

（注1）既経過期間

第7条（てん補しない損害一その3）(2)の承認または第11条（通知義務）(1)の変更の承認をする場合においては、保険契約者または被保険者の通知に基づく取引または変更の事実が生じた時までの期間をいい、1か月に満たない期間は1か月とします。

（注2）未経過期間

第7条（てん補しない損害一その3）(2)の承認または第11条（通知義務）(1)の変更の承認をする場合においては、保険契約者または被保険者の通知に基づく取引または変更の事実が生じた時以降の期間をいい、1か月に満たない期間は1か月とします。

（注3）追加保険料の支払を怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎりります。

第16条（保険料の返還一保険契約の無効・取消し・失効の場合）

- (1) この保険契約が無効となる場合は、当社は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第14条（保険契約の無効・取消し）(1)の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
- (2) 第14条（保険契約の無効・取消し）(2)の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
- (3) この保険契約が失効となる場合は、当社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\begin{array}{r} \text{既に払い} \\ \text{込まれた} \\ \text{保険料} \end{array} \times (1 - \begin{array}{r} \text{既経過期間} \\ \text{(注)に} \\ \text{対} \\ \text{応する別表} \\ \text{に掲げる短} \\ \text{期料率} \end{array}) = \begin{array}{r} \text{返還} \\ \text{保険料} \end{array}$$

（注）既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第17条（保険料の返還一保険契約解除の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)、第12条（保険契約の解除）(2)、第15条（保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合）(3)または第18条（当社による調査）(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\begin{array}{r} \text{既に払い} \\ \text{込まれた} \\ \text{保険料} \end{array} \times (1 - \begin{array}{r} \text{既経過期間} \\ \text{(注)に} \\ \text{対} \\ \text{応する別表} \\ \text{に掲げる短} \\ \text{期料率} \end{array}) = \begin{array}{r} \text{返還} \\ \text{保険料} \end{array}$$

- (2) 第13条（保険契約の解除）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\begin{array}{r} \text{既に払い} \\ \text{込まれた} \\ \text{保険料} \end{array} \times (1 - \begin{array}{r} \text{既経過期間} \\ \text{(注)に} \\ \text{対} \\ \text{応する別表} \\ \text{に掲げる短} \\ \text{期料率} \end{array}) = \begin{array}{r} \text{返還} \\ \text{保険料} \end{array}$$

（注）既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第18条（当社による調査）

- (1) 当社は、保険期間中いつでも、保険契約者または被保険者の同意を得て、保険契約申込書等に記載された事項ならびに第7条（てん補しない損害一その3）(2)および第11条（通知義務）(1)の規定により通知された事項に関して必要な調査をすることができます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、

- (1)の調査を拒んだ場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実のあった時の翌日から起算して1か月を経過した場合には適用しません。

第6章 保険金の請求

第19条（損害賠償請求等の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対してなされたすべての損害賠償請求を遅滞なく当社に対して書面にて、損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（注）を知った場合は、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく当社に対し書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)または(2)の通知を行わない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、損害をてん補します。

（注） 被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況

損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況にかぎります。

第20条（損害の防止軽減）

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、次の①および②の事項を履行しなければなりません。
- ① 被保険者が第三者に対し求償できる場合は、求償権の保全または行使に必要な手続をすること。
- ② 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて、損害をてん補します。
- ① (1)①に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと思われる額
- ② (1)②に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと思われる損害の額

第21条（争訟費用、法律上の損害賠償金）

- (1) 当社は、当社が必要と認めた場合は、損害賠償請求の解決に先立って、あらかじめ争訟費用を支払うことができるものとします。ただし、被保険者は、既に支払われた争訟費用の全額または一部について、この普通保険約款の規定によりてん補が受けられないこととなった場合は、支払われた額を限度として当会

社へ返還しなければなりません。

- (2) 当社は、この保険契約による防御の義務を負担しません。
- (3) 被保険者は、あらかじめ当社の書面による同意がないかぎり、損害賠償責任の全部もしくは一部を承認し、または争訟費用の支払を行ってはなりません。この保険契約においては、当社が同意した法律上の損害賠償金および争訟費用のみが損害としててん補の対象となります。
- (4) 当社が、被保険者およびその他の者に対してなされた損害賠償請求に関する争訟費用と被保険者およびその他の者が連帯して負担する法律上の損害賠償金について同意した場合は、保険契約者、被保険者および当社は、被保険者およびその他の者各々が負担すべき金額の公正にして妥当な配分を決定するために協力するものとし、当社は、その配分の決定に基づいて損害をてん補します。

第22条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 当社は、当社が必要と認めた場合は、自己の費用をもって、被保険者に対する損害賠償請求についての調査、調停、仲裁、和解または訴訟につき、被保険者に協力することができるものとします。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、当社に協力し、必要な情報を提供しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の当社の求めに応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、損害をてん補します。

第23条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 第2条（損害の範囲）①の法律上の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- ② 第2条（損害の範囲）②の争訟費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
- ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
- ③ 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類
- ④ 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
- ⑤ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、損害賠償請求の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、

当社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、損害をてん補します。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合
- (5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第24条（保険金の支払）

- (1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害賠償請求の原因、損害賠償請求の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および行為と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会（注3）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日

特別な照会または調査	日数
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤ 損害賠償請求の内容もしくは根拠が判例もしくは他の事例に鑑み特殊である場合または行為と被保険者に対してなされた損害賠償請求について当事者間に争いがある場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180日

- (3) (2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

（注1）請求完了日

被保険者が前条(2)の手続を完了した日をいいます。

（注2）①から⑤までに掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数をいいます。

（注3）警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4）その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第25条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害をてん補したときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。
- ① 当社が損害の額の全額をてん補した場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、てん補されていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

会社役員賠償責任保険追加特約条項

(注) 損害賠償請求権その他の債権
他の被保険者に対する債権を含みます。

第26条 (先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権 **(注)** について、先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第2条 (損害の範囲) ①の法律上の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権 **(注)** は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権 **(注)** を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権
第2条 (損害の範囲) ②の争訟費用に対する保険金請求権を除きます。

第7章 訴訟の提起および準拠法

第27条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第28条 (準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(別表)

短期料率表

既経過期間 または 未経過期間	短期料率	既経過期間 または 未経過期間	短期料率
1か月まで	1/12	7か月まで	7/12
2か月まで	2/12	8か月まで	8/12
3か月まで	3/12	9か月まで	9/12
4か月まで	4/12	10か月まで	10/12
5か月まで	5/12	11か月まで	11/12
6か月まで	6/12	12か月まで	12/12

<用語の定義>

この特約条項が付帯された保険契約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ、モバイル通信機器、端末装置等の情報処理機器もしくは設備またはこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器もしくは設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、次に掲げるものを含みます。 ① 通信用回線 ② ソフトウェアまたは電子データ ③ クラウド、ホスティング等のサービスにより利用されるもの
サイバーインシデント	次の①および②に掲げるものをいいます。 ① サイバー攻撃により生じた事象 ② サイバー攻撃以外の事由により生じた次のアからウの事象 ア. ソフトウェアもしくは電子データの損壊、書換え、消失または流出 イ. コンピュータシステムへアクセスすることが不可能になること、または制限されること ウ. アおよびイ以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの停止、機能不全、誤作動または不具合
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスもしくはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連した不正な行為または犯罪行為をいい、次に掲げるものを含みます。 ① 正当な使用権限を有さない者による、または正当な使用目的もしくはアクセス方法ではないアクセス ② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊その他のコンピュータシステムに関する障害を意図的に引き起こす行為 ③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 ④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に電子データを入

	手する行為
--	-------

第1条（損害賠償請求の定義の拡大）

会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社のてん補責任）に規定する、「被保険者に対して損害賠償請求がなされたこと」には、「会社法（平成17年法律第86号）第847条および同第847条の2の規定に基づき、株主または旧株主より会社に対して役員に対する責任を追及する訴えの提起を請求したことならびに同第847条の3の規定に基づき、最終完全親会社等の株主より会社に対して役員の特定制に係る責任を追求する訴えの提起を請求したこと」を含むものとします。

第2条（供託金の貸付け）

- (1) 当社は、当社が被保険者に対しててん補責任を負う場合にかぎり、上訴のときの仮執行を免れるために被保険者が日本国内において供託した供託金に相当する額を、供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けることができます。ただし、一連の損害賠償請求について、次の算式によって得られた額および既に当社がてん補した額の合計額は、保険証券記載の総てん補限度額を上回らないものとします。

（合計額（注1）－保険証券記載の免責金額）×保険証券記載の縮小てん補割合

- (2) (1)により当社が供託金に相当する額を貸し付ける場合は、被保険者は、当社のためにその供託金（注2）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けが行われている間においては普通約款第8条（てん補責任限度額）(3)の保険証券記載の総てん補限度額の規定は、その貸付金を既にてん補した額とみなして適用します。
- (4) (1)の供託金が第三者に還付された場合は、その還付された供託金の限度で、(1)の貸付金（注3）が普通約款第8条（てん補責任限度額）(1)に定めるてん補すべき損害の額として、てん補されたものとみなします。

（注1）合計額

供託金（注2）に相当する額と既に当社がてん補した額に相当する損害額の合計額とします。

（注2）供託金

利息を含みます。

（注3）貸付金

利息を含みます。

第3条（勝訴時の免責金額と縮小てん補割合の変更）

当社は、すべての被保険者について、一連の損害賠償請求を棄却する判決が確定したことにより、争訟費用以外の損害が発生しないことが確定した場合には、普通約款第8条（てん補責任限度額）(1)で規定する保険証券記載の免責金額を0円および保険証券記載の縮小てん補割合を100%として適用します。

第4条（緊急時の争訟費用）

- (1) 被保険者は、普通約款第21条（争訟費用、法律上の損害賠償金）(3)の規定にかかわらず、緊急性が高いと合理的に判断される状況においては、当社の事前の同意を得る前に、争訟費用を支払うことができます。
- (2) 被保険者は、(1)の規定に基づき支払った争訟費用について保険金の支払を請求する場合は、被保険者が負担すべき争訟費用の額が確定してから30日以内に、普通約款第23条（保険金の請求）(2)に定める書類または証拠を提出しなければなりません。
- (3) 当社が本条の規定により支払う保険金の合計額は、保険期間中を通じて500万円を限度とします。ただし、保険証券記載の総てん補限度額を限度とします。

第5条（てん補しない損害－サイバーインシデント）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害（注）についてはてん補しません。なお、サイバーインシデントが実際に生じたと認められる場合にかぎらず、その事由が生じたとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。また、本条の規定は、被保険者ごとに個別に適用されず、すべての被保険者に対して適用されます。

（注） 損害

損害賠償請求がなされたことにより被る損害にかぎらず、この保険契約に付帯される他の特約条項でてん補対象となる費用、損害等を含みます。

第6条（普通約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

サイバーリスク担保特約条項

第1条（てん補しない損害の適用除外）

当社は、この特約条項が付帯された保険契約において、会社役員賠償責任保険追加特約条項第5条（てん補しない損害－サイバーインシデント）の規定を適用しません。

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、会社役員賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

権限を逸脱した行為等に起因する損害賠償請求不担保特約条項

第1条（てん補しない損害－権限を逸脱した行為等）

- (1) 当社は、会社から被保険者に授与された権限を超えて被保険者が行った決定または行為に起因する損害賠償請求に係る損害については、てん補しません。
- (2) (1)の規定は、その決定または行為が行われたと認められる場合にも適用されるものとし、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、会社役員賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

知的財産権訴訟に起因する損害賠償請求不担保特約条項

<用語の定義>

この特約条項において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
知的財産権	次の①から④に該当するものをいいます。 ① 日本国における特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権およびその他の知的財産に関して法令により定められた権利 ② 保険証券記載の担保地域内にある外国の法によって定められる権利で①の権利に相当すると認められるもの ③ 日本国において、①の権利について、権利者との契約によって、被許諾者以外の者に許諾しないことを条件として許諾された実施権または使用権のうち、被許諾者の実施権もしくは使用権が侵害された、または侵害されるおそれがある場合に、被許諾者の権利侵害者に対する損害賠償請求等が認められているもの ④ 保険証券記載の担保地域内にある外国の法の下で②の権利について権利者との契約によって許諾される権利のうち、③の権利に相当すると認められるもの

第1条（てん補しない損害一知的財産権訴訟）

当社は、知的財産権が侵害されたことまたは侵害されるおそれがあることを理由として提起された損害賠償請求等の訴訟に起因する損害賠償請求に係わる損害については、てん補しません。

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、会社役員賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

使途不明金支払に起因する損害賠償請求不担保特約条項

第1条（てん補しない損害一使途不明金）

当社は、税務上の使途不明金（注）として扱われるべき金銭の支払いに起因して提起された損害賠償請求に係わる損害については、てん補しません。

（注） 使途不明金

法人税の課税所得の計算上、会社が交際費、機密費、接待費等の名義をもって支出した金銭でその費途が明らかでない費用をいいます。

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、会社役員賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

公告費用担保特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会社法	会社法（平成17年法律第86号）をいいます。
公告費用	責任軽減公告費用、不提訴理由通知費用または訴訟告知受理公告費用をいいます。
責任軽減公告費用	会社法第426条第1項の規定に従い、定款の定めに基づき取締役会が取締役の責任免除の決議を行った場合において、同条第3項から第7項の規定に従い、会社が責任軽減額の算定根拠等を株主に対し公告または通知する費用をいいます。なお、会社法以外の法令におけるこれらと同等の費用を含みます。
訴訟告知受理公告費用	会社法第849条第5項から第11項の規定に基づき、同条第4項に規定する訴訟告知を受けたことを会社が株主に対して公告または通知する費用をいいます。なお、会社法以外の法令におけるこれらと同等の費用を含みます。
提訴請求	次の①および②に掲げる請求をいい、会社法以外の法令におけるこれらと同等の請求を含みます。 ① 会社法第847条第1項もしくは第2項または同第847条の2第1項から第5項の規定に基づく株主または旧株主より会社に対する請求で、役員を追究する訴えの提起の請求 ② 会社法第847条の3第1項から第6項の規定に基づく最終完全親会社等の株主より会社に対する請求で、役員の特定責任に係る責任を追求する訴えの提起の請求
不提訴理由通知費用	次の①から④に掲げる費用をいいます。 ① 会社法第847条第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する責任追及等の訴えの提起をしない理由を会社が株主に対して通知する費用 ② 会社法第847条の2第7項の規定に基づき、同条第1項に規定する責任追及等の訴えの提起をしない理由を会社が当該請求をした者に対して通知する費用 ③ 会社法第847条の3第8項の規定に基づき、同条第1項に規定する責任追及等の訴えの提起をしない理由を会社が当該請求をした者に対して通知する

用語	定義
	費用 ④ その他の法律に基づく①から③に類似のもの

第1条（当社のでん補責任—公告費用）

- (1) 当社は、役員が会社の役員としての業務につき行った行為（注）に起因して、提訴請求がなされた場合に、この特約条項に従って、会社が負担する公告費用をてん補します。
- (2) この特約条項が付帯された保険契約においては、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲）の規定にかかわらず、当社がてん補する損害に会社が負担する公告費用を含めるものとします。

（注） 行為
不作為を含みます

第2条（読替規定）

この特約条項の適用にあたっては、普通約款第21条（争訟費用、法律上の損害賠償金）(1)、(3)および(4)の規定中「争訟費用」とあるのを「争訟費用および公告費用」と読み替えて適用します。

第3条（被保険者の範囲）

この特約条項の適用にあたっては、普通約款第3条（用語の定義）③の規定に加え、会社を被保険者に含むものとして各規定を適用します。ただし、普通約款第5条（てん補しない損害—その1）の規定を除きます。

第4条（てん補責任限度額）

- (1) 当社が第1条（当社のでん補責任—公告費用）の規定によりてん補する額は、普通約款第8条（てん補責任限度額）(1)の規定にかかわらず、保険証券に記載する免責金額および縮小てん補割合を適用せずに算出するものとします。
- (2) 当社がこの保険契約でてん補する金額は、普通約款、この特約条項およびその他の特約条項でてん補する金額の合計額とします。ただし、保険証券記載の総てん補限度額を限度とします。

第5条（普通約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

米国・カナダにおける業務活動に関する特約条項

第1条（てん補しない損害）

当社は、次の①から④に掲げる損害賠償請求に係わる損害については、てん補しません。

- ① 「米国1974年従業員退職所得保障法」（Employee Retirement Income Security Act of 1974）、その修正条項、州法または判例法の同種の規定により受託者に対して課された責任またはこれらに規定される義務違反に起因する損害賠償請求

- ② 「1934年米国証券取引所法」（Securities Exchange Act of 1934）第16条(b)項、その修正条項、州法または判例法の同種の規定における被保険者が会社の株式を売買して得た利益を申立理由とする、またはこれらに起因する損害賠償請求
- ③ 被保険者または会社の保険の手配もしくは維持の失敗を申立理由とする、またはこれらに起因する損害賠償請求
- ④ 直接であると間接であるとを問わず、結果的に「1970年事業への犯罪組織等の浸透の取締りに関する法律」、すなわち合衆国法律集18巻1961条以下、その修正条項およびその下で公布された法律または法規の違反を申立理由とする、またはこれらに起因する損害賠償請求

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、会社役員賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

訴訟対応費用担保特約条項

第1条（当社のでん補責任—訴訟対応費用）

- (1) 当社は、被保険者に対して会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社のでん補責任）に規定する損害賠償請求がなされた、またはなされるおそれのある状況が発生した場合に、普通約款第19条（損害賠償請求等の通知）に定める通知が行われた後に被保険者が負担した次の①から⑥に掲げる費用（注1）を、普通約款第3条（用語の定義）⑥に規定する争訟費用に含めるものとします。ただし、いずれの費用も必要かつ妥当と認められるものにかぎります。
 - ① 訴訟に関して必要な文書の作成にかかる費用
 - ② 会社の使用人の超過勤務手当て、交通費および宿泊費
 - ③ 文書提出命令または当事者照会の対応にかかる費用
 - ④ 資料の翻訳にかかる費用
 - ⑤ 証拠収集費用
 - ⑥ ①から⑤のほか、必要かつ妥当と認められる費用
- (2) (1)①から⑥に掲げる費用には、損害賠償請求がなされなくても発生する費用ならびに被保険者の人件費（注2）および収入の減少を含みません。

（注1）費用

争訟費用以外の費用であって、その額および使途が社会通念上、妥当な費用にかぎります。

（注2）人件費

報酬、賞与等の名目を問いません。

第2条（読替規定）

- (1) 当社は、この追加条項の適用については、次の①から⑥のとおり普通約款を読み替えて適用します。
 - ① 第1条（当社のでん補責任）、第3条（用語の定義）④、第6条（てん補しない損害—その2）なお書き、第7条（てん補しない損害—その3）(1)、第10条（告知義務）(4)および第12条（保

険契約の解除) (4)の規定中「損害賠償請求がなされた」とあるのは、それぞれ「損害賠償請求がなされるおそれのある状況が発生した」

- ② 第4条(保険期間)(3)、第6条(てん補しない損害—その2)⑦および⑧、第10条(告知義務)(5)、第11条(通知義務)(4)および(5)②、第12条(保険契約の解除)(4)、第15条(保険料の請求—告知・通知事項等の承認の場合)(4)および(6)、第21条(争訟費用、法律上の損害賠償金)(4)ならびに第24条(保険金の支払)(2)⑤の規定中「なされた損害賠償請求」とあるのは、「生じた損害賠償請求がなされるおそれのある状況」
- ③ 第5条(てん補しない損害—その1)の規定中「なされた次の①から⑦までに掲げる損害賠償請求」とあるのは、「発生した次の①から⑦までに掲げる損害賠償請求がなされるおそれのある状況」
- ④ 第6条(てん補しない損害—その2)の規定中「なされた次の①から⑧までに掲げる損害賠償請求」とあるのは、「発生した次の①から⑧までに掲げる損害賠償請求がなされるおそれのある状況」
- ⑤ 第8条(てん補責任限度額)(1)の規定中「一連の損害賠償請求」とあるのは、「一連の損害賠償請求および損害賠償請求がなされるおそれのある状況」
- ⑥ 第10条(告知義務)(3)③の規定中「損害賠償請求がなされる前」とあるのは、「損害賠償請求がなされるおそれのある状況が発生する前」
- (2) 当社は、この追加条項の適用については、普通約款第19条(損害賠償請求等の通知)の規定を次のとおり、読み替えて適用します。

第19条(損害賠償請求等の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対してなされたすべての損害賠償請求または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を遅滞なく当会社に対して書面にて、損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況(注)を知った場合は、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく当会社に対し書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対して生じた損害賠償請求がなされるおそれのある状況は、通知の時をもってなされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)または(2)の通知を行わない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、損害をてん補します。

(注) 被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況
損害賠償請求がなされるのが合理的に予想される状況にかぎります。

第3条(てん補責任限度額)

当社がこの特約条項が付帯された保険契約でてん補する金額は、普通約款、この特約条項およびその他の特約条項でてん補する金額の合計額とします。ただし、保険証券記載の総てん補限度額を限度とします。

第4条(普通約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

日付データ処理等に関する不担保特約条項

第1条(保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する事由に起因して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、それらの事由が実際にあったと認められる場合にかぎらず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して賠償請求がなされた場合の損害についても、保険金を支払わないものとします。

- ① 西暦1999年以降の日付または時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないことに関連するコンピュータシステムの作動不能、誤作動もしくは不具合またはこれらのおそれが生じたこと
- ② 被保険者により、または被保険者のために被保険者以外の者が行う、①に掲げる事由(注1)に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理もしくは請負その他これらに類する業務、または①に掲げる事由の発生を防止するために意図的に行うコンピュータシステムの停止または中断(注2)

(注1) ①に掲げる事由

潜在的なものであると現実的に生じているものであるとを問いません。

(注2) コンピュータシステムの停止または中断

コンピュータシステムを使用して行う業務の停止または中断を含みます。

第2条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、会社役員賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

会社補償担保特約条項

第1条(当社のてん補責任—会社補償)

当社は、この特約条項が付帯された保険契約において、役員が会社の役員としての業務につき行った行為(注)に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされた場合において、会社が法律、契約、定款等に基づいて会社役員賠償責任保険普通保険約款

(以下「普通約款」といいます。) およびその他の特約条項によっててん補すべき損害の補償を被保険者に対して行ったことによって生じる損失(以下「損失」といいます。)をてん補します。

(注) 行為
不作為を含みます。

第2条 (読替規定)

この特約条項の適用にあたっては、次の①および②のとおり普通約款を読み替えて適用します。

- ① 普通約款第8条(てん補責任限度額)、第9条(他の保険契約等との関係)、第23条(保険金の請求)
- (3)および(4)ならびに第25条(代位)(1)の規定中「損害」とあるのを「損失」
- ② 普通約款第21条(争訟費用、法律上の損害賠償金)(1)、第23条(保険金の請求)(2)、(3)および(4)、第24条(保険金の支払)、第25条(代位)ならびに第26条(先取特権)の規定中「被保険者」とあるのを「会社」

第3条 (てん補責任限度額)

当会社がこの保険契約でてん補する金額は、普通約款、この特約条項およびその他の特約条項でてん補する金額の合計額とします。ただし、保険証券記載の総てん補限度額を限度とします。

第4条 (普通約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

専門職業危険不担保特約条項(公益法人用)

<用語の定義>

この特約条項において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
株主代表訴訟等	次の①から④に掲げるものをいいます。 ① 会社法(平成17年法律第86号)第847条第3項または第5項の規定に基づき、株主よりなされる責任追及等の訴え ② 会社法(平成17年法律第86号)第847条の2第3項、第6項または第8項の規定に基づき、旧株主よりなされる責任追及等の訴え ③ 会社法(平成17年法律第86号)第847条の3第1項、第7項または第9項の規定に基づき、最終完全親会社等の株主よりなされる特定責任に係る責任追及等の訴え ④ その他の法律に基づく①から③に類似のもの

第1条 (てん補しない損害)

(1) 当社は、会社または被保険者が他人に行う別表に掲げる専門的業務の遂行に過誤、謝絶または遅延があ

ったとの申し立てに基づき、被保険者に対してなされた損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定は、それらの業務を遂行した者に対する監督不履行があったとの申し立てに基づき、被保険者に対してなされた株主代表訴訟等および株主(注)からなされたその他の損害賠償請求については、適用しません。

(注) 株主
株主以外の会社の議決権を有する者を含みません。

第2条 (普通約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を適用します。

<別表>

業種	業務内容
金融機関	ブローカー、ディーラー、ファイナンシャル・アドバイザー、投資アドバイザー、銀行、不動産シンジケート、保険仲立人、信託または金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言もしくは代理業者または投資運用業者としての各業務
不動産業	不動産ブローカー、不動産仲介業者、不動産シンジケート、投資アドバイザーまたは土地開発業者としての各業務
保険業	次の①から③に掲げるものをいいます。 ① 保険契約(注)の締結 ② 保険契約(注)に関する保険金の支払 ③ 保険契約(注)に関する損害調査または義務の履行 (注) 保険契約 保険、再保険、ボンドまたは損害賠償契約(年金、寄付、養老年金契約、自家保険プログラム、プールその他の類似のプログラムのリスク・マネジメント等をいいます。)をいいます。
建設業	設計、意匠もしくはデザインの立案、決定またはそれに係る明細書もしくは仕様書の作成、これらの実現に向けての準備、プロジェクトの実現可能性に関する意見の表明、見積もり、予想、推論等の正確さに関すること、建設もしくは組立に対する指示もしくは監督またはこれらの事項に対して被保険者が行った指示もしくは助言
不動産投資信託業	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に定める「投資法人資産運用業」
情報通信事業	情報処理サービス、保守サービス、ネットワークサービス、ソフトウェア開発、情報技術者派遣、販売サービス、ネット関連サービス、その他情報サービス
保健医療	次の①から④に掲げるものをいいます。 ① 医療行為

業種	業務内容
	② あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等 ③ 法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ④ 身体美容または整形
その他の業務	弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為

雇用慣行賠償責任担保特約条項(公益法人用)

<用語の定義(五十音順)>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
性的な行動	性的欲求に基づく要求、性的な関係の強要、必要なく身体にさわること、わいせつな図画を配布することその他類似的な性的欲求に基づく行動または相手が性的嫌悪感を抱くような行動をとることをいいます
性的な内容の発言	性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布することその他類似的な性的欲求に基づく発言または相手が性的嫌悪感を抱くような発言をすることをいいます。
セクシャル・ハラスメント	次の①から④に掲げるものをいいます。 ① 雇用条件または採用条件として、次のアまたはイの行動または発言に服従させること。 ア、性的な行動をとること。 イ、性的な内容の発言をすること。 ② 雇用行為に影響を与えることを明示または示唆したうえで、性的な行動をとることまたは性的な内容の発言をすること。 ③ 職務遂行を妨害する性的な行動をとることまたは性的な内容の発言をすること。 ④ ③を容認する就業環境を創出すること。
遡及日	保険証券記載の初年度契約の保険期間の開始日をいいます。
配置、昇進等の差別	労働者の配置、昇進、教育訓練および住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生について不当に差別的な取扱をすることをいいます。
不当解雇	次の①または②に掲げるものをいいます。 ① 妥当性に欠ける解雇行為 ② 不当に退職を強要すること。ただし、その行為により対象となった者が実際に退職した場合にかぎりません。

不当行為	不当な行為をいい、不作為を含みません。
------	---------------------

第1条(当会社でのん補責任)

当会社は、会社役員賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第6条(てん補しない損害—その2)⑤の規定にかかわらず、被保険者が会社の役員としての業務または会社の業務につき日本国内で行った次の①から③に掲げる不当行為により、保険期間中に被保険者に対して日本国内においてなされた損害賠償請求により、被保険者が被る損害をてん補します。ただし、てん補するのは精神的苦痛および身体の障害に対する損害賠償請求により、被保険者が被る損害にかぎりません。

- ① 配置、昇進等の差別
- ② 不当解雇
- ③ セクシャル・ハラスメント

第2条(てん補しない損害—その1)

当会社は、被保険者に対してなされた次の①から⑧に掲げる損害賠償請求に起因する損害については、てん補しません。

- ① 労働争議、労働交渉もしくは団体交渉その他争議行為により発生する事業所、工場等の閉鎖、職場放棄、抗議行動、ストライキまたはこれらに類する行為に伴いなされた記名法人の雇用行為に起因する損害賠償請求
- ② 法令に違反することを被保険者が認識しながら(注1)行った行為に起因する損害賠償請求
- ③ 被保険者の犯罪行為(注2)に起因する損害賠償請求
- ④ 記名法人の事業の縮小(注3)、倒産、破産、会社更生法に基づく更生手続もしくはこれらに類する倒産手続または他の事業者等との合併、吸収および買収に伴いなされた記名法人の雇用行為に起因する損害賠償請求
- ⑤ セクシャル・ハラスメントに起因して被保険者に損害賠償請求がなされた場合において、性的な行動または性的な内容の発言を行った被保険者個人に対する損害賠償請求
- ⑥ 記名法人の犯罪行為または違法行為について、記名法人の使用人または就労希望者が記名法人に不利な証言、告発または発言等を行ったことによりなされた記名法人の雇用行為に起因する損害賠償請求
- ⑦ 記名法人の使用人の主たる職務遂行の場所が保険適用地域外であった場合において、その使用人によりなされた損害賠償請求。ただし、使用人の所属する部署が保険適用地域内に存在し、保険適用地域外において海外駐在員業務等の職務遂行を行っている場合を除きます。
- ⑧ 就労希望者に対する記名法人の採用行為が主として保険対象地域外で行われた場合において、その就労希望者によりなされた損害賠償請求

(注1) 認識しながら

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注2) 犯罪行為

刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効

の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。

(注3) 事業の縮小

特定事業部門からの撤退または事業所、工場等の閉鎖をいいます。

第3条 (てん補しない損害—その2)

当社は、被保険者に対してなされた次の①から⑤に掲げる損害賠償請求に起因する損害についてはてん補しません。なお、①から⑤の中で記載されている事由または行為については、実際に生じたまたは行われたと認められる場合にかぎらず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 遡及日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ② 遡及日より前に被保険者に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実で起因する損害賠償請求
- ③ 遡及日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(注)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ④ 遡及日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑤ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)またはこれに類似の法律もしくは法令により記名法人が負担する賠償責任に起因してなされた損害賠償請求

(注) 被保険者が知っていた場合

知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第4条 (てん補責任限度額)

- (1) 当社がこの特約条項でてん補する金額は、保険期間中を通じて1000万円を限度とします。ただし、保険証券記載の総てん補限度額を限度とします。
- (2) 当社は、争訟費用をてん補限度額に加算して支払いません。

第5条 (普通約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を適用します。

医療法人特約条項

第1条 (読み替え規定)

- (1) この特約条項を付帯する保険契約においては、会社役員賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第3条(用語の定義)②の規定を次のとおり読み替えて適用するものとします。

② 役員

医療法(昭和23年法律第205号)に規定する理事および監事ならびにこれらに準ずる者として

保険証券記載の被保険者欄に記載された地位にある者であって、法令または定款の規定に基づいておかれたものをいいます。ただし、会計監査人を含みません。

- 」
- (2) この特約条項を付帯する保険契約においては、普通約款第3条(用語の定義)⑦の規定を次のとおり読み替えて適用するものとします。

⑦ 子会社

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に定める子法人または子法人に該当していた法人をいいます。

- 」
- (3) この特約条項を付帯する保険契約においては、普通約款第6条(てん補しない損害—その2)⑥から⑧の規定を次のとおり読み替えて適用するものとします。

⑥ 記名子会社の役員に対する損害賠償請求のうち、記名法人が直接であると他の子法人を通して間接であるとを問わず、その記名子会社の議決権総数の50パーセントを超える議決権を所有していなかった間に行われた行為に起因する損害賠償請求

⑦ 他の被保険者または記名法人もしくはその子会社からなされた損害賠償請求および社員代表訴訟であるか否かを問わず、被保険者または記名法人もしくはその子会社が関与して、記名法人またはその子会社の議決権を所有する者によってなされた損害賠償請求

⑧ 会社の議決権総数につき、保険証券記載の割合(会社が複数である場合には、個々にその割合を算出するものとします。)以上を直接であると間接であるとを問わず所有する者(議決権行使の指示を与える権限を有する者を含みます。以下「多数議決権所有者」といいます。)からなされた損害賠償請求、または社員代表訴訟であるか否かを問わず、多数議決権所有者が関与して、会社の議決権を所有する者によってなされた損害賠償請求

- 」
- (4) この特約条項を付帯する保険契約においては、普通約款第7条(てん補しない損害—その3)(1)②の規定を次のとおり読み替えて適用するものとします。

② 第三者が記名法人の議決権総数の50パーセントを超える議決権を取得すること。

第2条 (損害賠償請求の定義の拡大)

普通約款第1条(当社のてん補責任)に規定する、「被保険者に対して損害賠償請求がなされたこと」には、「社員より役員を追究する訴えの提起を請求したこと」を含むものとします。

第3条 (普通約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および

これに付帯される他の特約条項の規定を適用します。

会社補助参加担保特約条項(公益法人用)

<用語の定義(五十音順)>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一般社団・財団法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)をいいます。
会社補助参加費用	一般社団・財団法人法第280条またはその他の法令の規定に基づき会社が被保険者を補助するために責任追及等の訴えに係る訴訟に訴訟参加する費用をいいます。
社員代表訴訟等	一般社団・財団法人法第278条第2項もしくは第4項またはその他の法令の規定に基づき社員によりなされたものをいいます。

第1条(当会社のでん補責任—会社補助参加費用)

- (1) この特約条項が付帯されて保険契約において、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(注)に起因し、保険期間中に日本国内において被保険者に対して社員代表訴訟等による損害賠償請求がなされた場合において、当会社は、会社補助参加費用をてん補します。
- (2) この特約条項が付帯された保険契約においては、会社役員賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(損害の範囲)の規定にかかわらず、当会社のでん補する損害に会社が負担する会社補助参加費用を含めるものとします。

(注) 行為
不作為を含みます。

第2条(読替規定の範囲)

この特約条項の適用にあたっては、普通約款第21条(争訟費用、法律上の損害賠償金)(3)の規定中「法律上の損害賠償金および争訟費用」とあるのを「会社補助参加費用」と読み替えて適用します。

第3条(被保険者の範囲)

この特約条項の適用にあたっては、普通約款第3条(用語の定義)③の規定に加え、会社を被保険者に含むものとして各規定を適用します。ただし、普通約款第5条(てん補しない損害—その1)の規定を除きます。

第4条(てん補責任限度額)

- (1) 当会社が第1条(当会社のでん補責任—会社補助参加費用)の規定によりてん補する額は、普通約款第8条(てん補責任限度額)(1)の規定にかかわらず、保険証券に記載する免責金額および縮小てん補割合を適用せずに算出するものとします。
- (2) 当会社がこの保険契約のでん補する金額は、普通約款、この特約条項およびその他の特約条項のでん補する

金額の合計額とします。ただし、保険証券記載の総てん補限度額を限度とします。

- (3) 一連の損害賠償請求に関して、普通約款またはこの保険契約に付帯されるこの特約条項以外の特約条項によって、その者が被る損害をてん補されるべき役員(A)と、てん補の対象とならない役員(B)がいる場合については、会社補助参加費用は、次の算式によって算出された額とします。

$$\text{会社の役員を補助するために会社が訴訟参加したことによってその会社が実際に負担する訴訟費用} \times \frac{\text{(A)の役員の数}}{\text{(A)の役員の数} + \text{(B)の役員の数}}$$

第5条(てん補しない損害)

当会社は、社員代表訴訟等が提起される前に会社が行った弁護士相談等に関する費用については、てん補しません。

第6条(普通約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を適用します。

会計監査人担保特約条項(公益法人用)

第1条(役員の定義)

会社役員賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第3条(用語の定義)②に規定する「役員」には、同ただし書きの規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)およびその他の法令に基づく会計監査人を含めるものとします。

第2条(普通約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を適用します。

評議員不担保特約条項(公益法人用)

第1条(役員の定義)

会社役員賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第3条(用語の定義)②に規定する「役員」には、下欄に掲げる法律上の評議員を含めないものとします。

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)
- 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)
- 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)
- 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)

第2条(普通約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を適用します。

法人訴訟担保特約条項

<用語の定義(五十音順)>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次

の定義によります。

用語	定義
会社法	会社法（平成17年法律第86号）をいいます。
第三者委員会	日本国内において、会社が設置する第三者委員会をいいます。ただし、次の①および②に掲げる条件のすべてに該当する場合にかぎります。 ① 第三者委員会が、日本弁護士連合会が策定する「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（2010年7月15日策定）」に基づいて設置され、不祥事の疑いについて調査し、その結果をステークホルダーに対して開示することを目的としていること。 ② 第三者委員会の構成員が、過去または現在の従業員、取締役、監査役、執行役、会計参与または執行役員のいずれにも該当しないこと。
提訴請求	次の①および②に掲げるものをいい、会社法以外の法令におけるこれらと同等の請求を含みます。 ① 会社法第847条第1項または同法第847条の2第1項もしくは第3項の規定に基づき株主が会社に対して行う役員の実任追及等の訴えの提起の請求 ② 会社法第847条の3第1項の規定に基づき最終完全親会社等の株主が会社に対して行う役員の実任追及の訴えの提起の請求

第1条（てん補しない損害の適用除外）

会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（てん補しない損害—その2）⑦の規定にかかわらず、当社は、役員が会社の役員としての業務につき行った行為（注）に起因して会社が被保険者に対して提起した損害賠償請求によって被保険者が被る損害を、普通約款およびこれに付帯される特約条項に基づいててん補します。

（注） 行為

不作為を含みます。

第2条（てん補しない損害）

(1) 当社は、次の①から③に掲げる損害賠償請求に係る損害については、てん補しません。この項の規定は、被保険者ごとに個別にはなく、その違反を申し立てられた被保険者に限らず、すべての被保険者に対して適用されます。

- ① 「米国1974年従業員退職所得保障法」(Employee Retirement Income Security Act of 1974)、その修正条項、州法または判例法の同種の規定により受託者に対して課された責任またはこれらに規定される義務違反に起因する損害賠償請求
- ② 「1934年米国証券取引所法」(Securities Exchange Act of 1934)第16条(b)項、その修正条項、州法または判例法の同種の規定における被保険者が会社の株式を売買して得た利益を申立理由とする、ま

たはこれらに起因する損害賠償請求

- ③ 直接であると間接であるとを問わず、結果的に「1970年事業への犯罪組織等の浸透の取締りに関する法律」(Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act, 18 U.S.C. §§1961)、その修正条項およびその下で公布された法律または法規の違反を申立理由とする、またはこれらに起因する損害賠償請求
- (2) 当社は、米国の法令に基づき、被保険者に対して、会社からなされた損害賠償請求に起因する損害に対しては、てん補しません。ただし、次の①から③に掲げる損害については、この規定を適用しません。
- ① 提訴請求がなされた場合において、その提訴請求に基づき、被保険者に対して、記名法人もしくはその子会社が提起した訴訟に起因して、被保険者が被る損害。ただし、提訴請求が記名法人もしくはその子会社または他の被保険者によって、またはそれらのいずれかが関与してなされたものである場合を除きます。
 - ② 第三者委員会による決議に基づき、被保険者に対して、記名法人もしくはその子会社が提起した訴訟に起因して、被保険者が被る損害。
 - ③ 被保険者に対して、記名法人もしくはその子会社から損害賠償請求がなされた場合、または株主代表訴訟であるかどうかにかかわらず、被保険者に対して、記名法人もしくはその子会社が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者から損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が争訟費用を負担することによって被る損害。
- (3) 当社は、次の①および②に掲げる損害賠償請求に起因する損害をてん補しません。

- ① 多数議決権所有者からなされた損害賠償請求
- ② 会社の発行した議決権を所有する者によってなされた損害賠償請求。ただし、多数議決権所有者が関与してなされた損害賠償請求にかぎります。

第3条（てん補責任限度額）

当会社がこの保険契約でてん補する金額は、普通約款、この特約条項およびその他の特約条項でてん補する金額の合計額とします。ただし、保険証券記載の総てん補限度額を限度とします。

第4条（普通約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を適用します。

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社（注）による共同保険契約であって、引受保険会社（注）は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

（注） 引受保険会社

保険証券記載の保険会社をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までに掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返れい
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

保険料分割払特約条項(大口用)

<用語の定義>

この特約条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割追加保険料	分割して払い込む各回の追加保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第2条（第1回分割保険料領収前の事故）

当社は、保険期間が始まった後であっても、保

険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、前条(2)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

- (1) 保険契約者が分割保険料を口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関（注）に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (2) (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

（注） 提携金融機関

当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第4条（追加保険料の分割払）

当会社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、当会社の定めるところにより、分割して払い込むことができます。この場合、第2回以降の分割追加保険料については、当会社が保険料の請求を行った日以後到来する払込期日に分割保険料とあわせて払い込まなければなりません。

第5条（分割保険料および分割追加保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料または分割追加保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の分割保険料または分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額または第1回分割追加保険料を遅滞なく払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保

金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、同条の表の②に該当する場合は、通知義務の対象となる事実が生じたときにおける、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については、この規定を適用しません。

(4) 保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の③の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。

（注） 追加保険料の支払を怠った場合

当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎり、

第7条（分割保険料または分割追加保険料不払の場合の解除）

(1) 当社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当社が保険契約を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①アによる解除の場合は、その分割保険料または分割追加保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①イによる解除の場合は、次回払込期日

(2) 当社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第8条（保険料の取扱い）

次の①から⑤までのいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑤までの保険料を返還または請求します。

事由	保険料の返還または請求方法
① 普通保険約款第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

事由	保険料の返還または請求方法
② 普通保険約款第11条（通知義務）(1)の通知に基づいて、保険料率を変更する必要がある場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
④ この保険契約が失効または解除（注1）となった場合	ア. 保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合 既に払い込まれた保険料と失効または解除の日までの期間に対する保険料（注2）との差額を返還または請求します。 イ. 保険料がア以外によって定められる場合 未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（注3）との差額を返還または請求します。
⑤ 前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

（注1） 解除

⑤の場合を除きます。

（注2）失効または解除の日までの期間に対する保険料
解除の場合において、この保険契約で定められた最低保険料に達しないときは、その最低保険料とします。

（注3） 未払込分割保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

保険料分割払特約条項（一般用）

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
提携金融機関	当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
払込期日	口座振替の方法で払い込む場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、契約締結の際に指定した期日をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第2条（第1回分割保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、前条(2)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料の払込方法に関する特則）

- (1) 保険契約者は、第2回以降の分割保険料を口座振替の方法により払い込むことができます。この場合は、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
 - ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
 - ② 当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- (2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第4条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

- (1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料を前条(1)に定める口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (2) (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

第5条（分割保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (2) 保険契約者が(1)の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。

第6条（第2回以降分割保険料領収前事故の特則）

保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日までに払い込むべき第2回以降の分割保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金を受け取るべき者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第7条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第9条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一括で払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第9条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第9条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、同条の表の②に該当する場合は、通知義務の対象となる事実が生じた時における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については、この規定を適用しません。
- (4) 保険契約者が第9条（保険料の取扱い）の表の③の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、当会社は、追加保険料の領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項に従い、保険金を支払います。

（注） 追加保険料の払込みを怠った場合

当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎりです。

第8条（分割保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。
--------------------	--

	す。)までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①アによる解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①イによる解除の場合は、次回払込期日

(2) 当社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第9条（保険料の取扱い）

次の①から⑤のいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑤までの保険料を返還または請求します。

事由	保険料の返還または請求方法
① 普通保険約款第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
② 普通保険約款第11条（通知義務）(1)の通知に基づいて、保険料率を変更する必要がある場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
④ この保険契約が失効または解除（注1）となった場合	ア. 保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合 既に払い込まれた保険料と失効または解除（注1）の日までの期間に対する保険料（注2）との差額を返還または請求します。 イ. 保険料がア以外によって定められる場合 未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（注3）との差額を返還または請求します。
⑤ 前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

（注1）解除

⑤の場合を除きます。

（注2）失効または解除（注1）の日までの期間に対する保険料

解除（注1）の場合において、この保険契約で定められた最低保険料に達しないときは、その最低保険料とします。

（注3）未払込分割保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第10条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

初回保険料の口座振替に関する特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義によります

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料をいい、この保険契約に保険料分割払特約条項が適用されている場合は第1回分割保険料をいいます。
初回保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。
提携金融機関	当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第1条（特約条項の適用）

- この特約条項は、保険契約締結の際に、当社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- この特約条項は、次の①および②に定める条件をいわずとも満たしている場合に適用します。
 - ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
 - ② この保険契約の締結および保険契約者から当社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の前日までになされていること。

第2条（初回保険料の払込み）

- 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当社の口座に振り替えることにより行うものとします。
- 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(4) 保険契約者が、初回保険料払込期日までにその払込みを怠った場合において、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、初回保険料払込期日の属する月の翌日の応当日をその初回保険料払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（初回保険料払込み前の事故）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合は、この特約条項が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みを怠った場合において、その払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「初回保険料払込期日の属する月の翌々月の25日」と読み替えてこの特約条項の規定を適用します。
- (4) (2)の規定により、被保険者が、初回保険料払込み前の事故について保険金の支払を受ける場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。

第4条（解除—初回保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（自動継続契約への不適用）

この特約条項が付帯された契約が、保険契約の継続に関する特約条項の規定により継続される場合は、継続された保険契約については、この特約条項を適用しません。

第6条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。